

市の見舞金制度は、海外での犯罪被害者等を対象としたものである。そのほか、明石市において、犯罪被害者等から、加害者に対する損害賠償請求権の譲渡を受けることを条件として、立替支援金（上限300万円）を支給する制度が導入された（平成26年4月1日施行）。

**(5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討**

**【施策番号16】**

厚生労働省において、生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために当てられる額については収入認定しないこととしているほか、地方自治体から聴取した意見を踏まえ、犯罪被害者特有の特別な事情が認められれば、裁判やカウンセリングに係る費用などは、収入認定から除外することが可能であることを地方自治体に通知。

**(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減**

**【施策番号17】**

警察庁における性犯罪被害者の医療費の負担軽減に関する取組は、P30【相談先整理番号53】参照（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：25年度71百万円、26年度73百万円）。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国同水準の支援がなさ

れるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していくとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象になることの周知も含め、本制度の適切な運用について指導していく。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害に関する取組は、P30【相談先整理番号53】参照（身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減に要する経費（国庫補助金）：25年度40百万円、26年度45百万円）

○ 海上保安庁における取組は、P30【相談先整理番号53】参照

**(7) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置**

**【施策番号18】**

都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を公費により負担し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている（司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復に要する経費（国庫補助金）：25年度102百万円、26年度116百万円）。

○ 海上保安庁においても、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を公費により一部負担している。

**犯罪被害者等への支援について（海上保安庁）**

**犯罪被害者等支援の取組**  
海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方の保護・支援のための各種取組を実施しています。  
事件発生直後から、犯罪の被害を受けた方への支援を、海上保安庁警備の犯罪被害者等支援主任者を中心となつて実施いたしますので、直轄ご相談下さい。

**お願い**  
被害者やそのご家族の方には、犯人の逮捕など捜査上の必要性から  
・事情聴取  
・証拠品の提出  
・現場検証への立会い  
に応じていただくなどのご負担をおかけすることがありますが、事件解決のためご協力をお願いします。

**海上保安庁へのお問い合わせ先**  
第一総局 海上保安庁本部  
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-3508-1111  
FAX: 03-3508-1112

**犯罪被害者等支援センター**  
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-3508-1111  
FAX: 03-3508-1112

**1 犯罪被害者等の情報提供**  
**被害者連絡制度**  
捜査の状況、被害者の連絡や検察庁への送状状況など、捜査上支障のない範囲内で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。  
**2 捜査の進捗におおむねの通知**  
**犯罪被害者等支援制度**  
犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部等に配置し、事件発生直後から次のような活動を行っています。  
・犯罪捜査の進捗の通知  
・支援職員の案内 など  
**事情聴取における配慮**  
犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体的安全確保、精神的負担の緩和に配慮しています。  
また、性犯罪による女性被害者に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。

**3 経済的負担の軽減**  
**解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度**  
司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担しています。  
※対象遺体によっては一部支給できない場合がありますので、事前お問い合わせください。  
**診断書等の公費負担制度**  
犯罪被害者の被害に係る診断書や、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が負担する場合の費用を公費により負担することで、刑事手続等における経済的負担の軽減を図っています。  
※詳細は、事件取扱い海上保安部にお問い合わせください。

**4 関係機関との連携協力体制の強化**  
全国の「被害者支援連絡協議会」に参加するなど、犯罪被害者及びその家族の方々への支援に関する情報を共有するとともに、警察、検察、民間被害者支援団体などとの連携・協力を行っています。

**5 犯罪被害者等の支援制度に関する情報提供**  
海上保安庁における犯罪被害者等支援制度、警察、検察庁などの支援制度、民間被害者支援団体における支援への取組をリーフレット、ホームページで紹介しています。  
**海上保安庁ホームページアドレス**  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/>  
<https://kaiho.nippon.go.jp/index.html>  
**警察庁ホームページアドレス**  
<http://www.mpa.go.jp/higayaya/home.htm>  
**法務ホームページアドレス**  
[http://www.moj.go.jp/keijij/keijij\\_ajj11.html](http://www.moj.go.jp/keijij/keijij_ajj11.html)  
**日本司法支援センター（法テラス）**  
ホームページアドレス  
<http://www.houterasu.or.jp/>  
<http://jigsawshahien/index.html>  
犯罪被害者等支援に係る具体的な内容につきましては、最寄りの海上保安部にお問い合わせください。

**【最寄りの海上保安部】**

提供：国土交通省